

岩手県告示第198号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を次のとおり指定する。

平成30年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定区域	埋立地の区分
遠野市宮守町下宮守15地割178番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号
九戸郡九戸村大字伊保内第2地割165番1	
久慈市山形町日野沢第5地割1番1、1番2、2番1、2番2、3番、4番1及び4番2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号
北上市北工業団地1番	